

2019年度 児童発達支援・放課後等デイサービス ねっこ 自己評価表【事業者用】

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	現状評価(実施状況・工夫点等)
環境・ 体制整備	1 利用定員に応じた指導訓練室等スペースの十分な確保	○			活動室内には必要以上の物は置かないようにしており、スペースを最大限に利用していただけるようにしています。
	2 職員の適切な配置	○			法令で指定されている配置数に加え、保育士を1名配置しています。
	3 本人にわかりやすい構造、バリアフリー化、情報伝達等に配慮した環境など障害の特性に応じた設備整備	○			写真やイラストなどを用いて、視覚的に分かりやすく情報伝達を行うよう努めています。
	4 清潔で、心地よく過ごせ、子ども達の活動に合わせた生活空間の確保	○			療育終了後の掃除は欠かさず行っています。
業務改善	1 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)への職員の積極的な参画	○			月に1度、職員全体に向けた会議を行い、現在の問題点などについて話し合う機会を設けています。
	2 第三者による外部評価を活用した業務改善の実施			○	【西宮児童通所支援連絡会】による相互評価を受けていますが、第三者による外部評価は受けていません。
	3 職員の資質の向上を行うための研修機会の確保	○			出来る限り多くの職員が事業所内での研修や外部研修に参加できるように調整しています。
	1 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の作成	○			面談時の聞き取りやお子様の療育中での様子を基にアセスメントを実施しています。また、希望者には発達検査を実施しています。
	2 子どもの状況に応じ、かつ個別活動と集団活動を適宜組み合わせた児童発達支援又は放課後等デイサービス計画の作成	○			個々に集団と個別の課題を支援計画の中に取り入れ、個別活動と集団活動を適宜組み合わせています。
	3 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画における子どもの支援に必要な項目の設定及び具体的な支援内容の記載	○			支援内容等を個別支援計画に記載しています。
	4 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画に沿った適切な支援の実施	○			個別支援計画に沿って支援を実施しています。
	5 チーム全体での活動プログラムの立案	○			定期的にクラスを担当する職員で話し合い、プログラムの立案を行っています。

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	現状評価(実施状況・工夫点等)
適切な支援の提供	6 平日、休日、長期休暇に応じたきめ細やかな支援		○		(児童発達支援) 休日の開所はできていません。ただ、幼稚園や保育所の長期休暇の際には希望があれば別のクラスに振替利用していただく等の、個々の希望に応じた対応には努めています。  (放課後等デイサービス) 休日は開所していませんが、長期休暇時には、外部活動を実施するなど、平日に実施できない活動を提供できるように努めています。
	7 活動プログラムが固定化しないような工夫の実施	○			(児童発達支援) 毎月、療育プログラムを作成して保護者に配布しています。活動に関しては同じ活動でも方法を変えるなどの段階をつけたり、活動時のお子さまの様子を基に内容を変えたり、プログラムが固定化しないように努めています。  (放課後等デイサービス) 毎回、活動を変えています。また、難易度を変えたり、取り組んだことのある活動にバリエーションを加えるなどの工夫をして、活動の提供しています。
	8 支援開始前における職員間でその日の支援内容や役割分担についての確認の徹底	○			療育開始前に打ち合わせを行い、内容の確認や役割分担を行っています。
	9 支援終了後における職員間でその日行われた支援の振り返りと気付いた点などの情報の共有化	○			当日に気付いた点を話し合ったり、後日話し合うなど、情報共有を行っています。
	10 日々の支援に関する正確な記録の徹底や、支援の検証・改善の継続実施	○			記録の記載は行えています。
	11 定期的なモニタリングの実施及び児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画の見直し	○			実施しています。
	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画	○			児童発達管理責任者や、クラスに参加している職員が積極的に参加しています。
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施				
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備				

区分	チェック項目	はい	どちらとも いいない	いいえ	現状評価(実施状況・工夫点等)	
関係機関との連携	4	児童発達支援事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有	○			必要に応じてお子さまの情報提供書を作成しています。また、支援会議にも出来る限り参加するようにしており、会議の中で情報を共有できるように努めています。
	5	放課後等デイサービスからの円滑な移行支援のため、学校を卒業後、障害福祉サービス事業所等に対するそれまでの支援内容等についての十分な情報提供、	○			保護者や障害福祉サービス事業所からの要請があれば対応させていただきます。
	6	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進	○			研修を受講しています。
	7	児等発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合の放課後児童クラブや児童館との交流など、障害のない子どもと活動する機会の提供			○	障害のない子どもと活動する機会の提供はできていません。
	8	事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営	○			当センターで実施している公開講座について、アナウンスさせていただいています。
保護者への説明責任・連携支援	1	支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明	○			見学時や契約時に説明させていただいています。
	2	児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明	○			可能な限り、懇談の時間を設けて、説明させていただいています。
	3	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施	○			(児童発達支援) 療育中や面談時に保護者への助言を行っています。また、定期的に保護者向け勉強会などは実施しています。  (放課後等デイサービス) SSTクラスのみで保護者向けの勉強会を実施しています。また、面談や送迎時で保護者から相談があればアドバイスをしています。
	4	子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底	○			(児童発達支援) 面談や送迎時、自由時間などでお子様に関する情報の聴き取りを行っています。  (放課後等デイサービス) 送迎時に子どもの状況を保護者と伝え合い、共通理解に努めています。
	5	保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施	○			随時対応しています。
	6	父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援		○		クラスによっては定期的に保護者向けの勉強会や座談会を開催しているが、父母の会や保護者会の開催はできていません。
	7	子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応	○			当センター内に苦情対応窓口があります。詳細は契約書に記載しています。

区分	チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	現状評価(実施状況・工夫点等)	
	8 障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮	○			面談や送迎時、自由時間などで保護者と意思の疎通を行うよう努めています。また、お子さまに対しては、視覚支援で事前に予定を伝えるようにしています。	
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信	○			(児童発達支援) 毎月プログラムを発行、活動概要や行事予定については発信しています。  (放課後等デイサービス) 定期的な会報の発行はできていませんが、年間予定表や外部活動の案内文など、必要に応じて書面にて保護者にお渡ししています。	
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応	○			個人情報が記載された書類は鍵付の棚に保管しています。	
非常時等の対応	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底			○	保護者への周知ができていませんが、今後はマニュアルを閲覧していただけるようにします(自由時間などに閲覧していただけるよう、活動室にマニュアルを置いておく等)	
	2 非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施		○		(児童発達支援) 職員間では実施していますが、実際の療育場面では実施できていません。  (放課後等デイサービス) 職員間で実施しています。お子様に関しては一部のクラスのみ実施できました。	
	3 虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	○			研修を受講しています。	
	4 やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	○			室内の施設について、身体拘束同意書を作成し保護者に説明させていただいています。	
	5 食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応				○	食事の提供は行っていません。ただ、フェイスシートや保護者の聞き取りにて食物アレルギーの情報は事前にいただいています。
	6 ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	○				月1回の職員全体の会議で情報を共有しています。